

福津市アピアランスケア推進事業助成金のご案内

【医療用ウィッグ等、補整具等の購入費助成】

福津市では、がん患者及びがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグや補整具等の購入費用の一部を助成します。

助成対象者

次のすべての要件に該当する人

1. 助成金の申請日において、福津市内に住所を有する人（住民票がある人）
2. がんと診断され、過去にがんの治療を受けた人、または現在がんの治療中の人
3. 世帯の市民税のうち、所得割課税年額が235,000円未満の人
4. 助成対象となる用具を購入した経費について、医療保険各法による医療に関する給付、並びに国又は他地方公共団体の助成等を受けていない人

助成対象となる用具

1. 医療用ウィッグ等

医療用ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子

2. 補整具等

補整パッド、補整下着、専用入浴着、
弾性着衣（弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ）、エピテーゼ（補整用人工物）



助成額

1. 医療用ウィッグ等

20,000円、または購入経費の合計の1/2（1,000円未満切り捨て）のいずれか低い額

2. 補整具等

10,000円、または購入経費の合計の1/2（1,000円未満切り捨て）のいずれか低い額

- ◆ 個数制限はありません。
- ◆ 付属品並びにケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）、購入のために要した交通費及び郵送費等は、助成の対象外となります。クーポンやポイント等を使用して購入した場合は、それらの割引を適用した後の実際に支払った金額が対象です。
- ◆ 助成回数は、1人につき、医療用ウィッグ等、補整具等のそれぞれの区分ごとに1回限りです。

申請期限

原則、助成対象となる用具を購入した（支払いした）日の属する年度の末日までです。

【例】令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(令和5年度中)に購入した(支払いした)場合

→ 令和6年3月31日までに申請してください。

ただし、がん治療や症状の悪化等のやむを得ない事情により、申請ができなかったと市が認めた場合は、助成対象となる用具を購入した（支払いした）日の翌日から起算して1年以内に限り、申請を受け付けることがありますので、その際にご相談ください。

裏面へ続きます。

<問合せ・申請先>

福津市 健康福祉部 いきいき健康課

〒811-3218 福津市手光南2-1-1 福津市健康福祉総合センター（ふくとぴあ）内

TEL：0940-43-8115 FAX：0940-34-3335 メール：fukutopia@city.fukutsu.lg.jp



福津市アピランスケア推進事業助成金のご案内

【医療用ウィッグ等、補整具等の購入費助成】

申請から助成までの流れ

1. 申請書の入手【福津市アピランスケア推進事業助成金交付申請書兼実績報告書(兼請求書)】

市公式ホームページからダウンロードしてください。

または、市いきいき健康課窓口（ふくとぴあ）でお受け取りください。

- ◆ スマートフォンの場合は、右記QRコードから確認できます。
- ◆ 上記対応が難しい場合は、ご相談ください。



2. 申請書・関係書類等の提出(郵送可)

申請書（両面）を記入し、関係書類を添えて、市いきいき健康課に提出してください。

郵送の場合は、申請期限内必着とします。

<申請書・関係（添付）書類についての注意事項>

- ①申請書裏面に照会同意書がありますので、ご確認の上、必要事項を記入してください。
場合により、別途書類の提出等が必要となります。
- ②申請者及び助成対象者の本人確認書類については、顔写真付きであれば1点（運転免許証・マイナンバーカード・障害者手帳の写し等）、それ以外であれば2点（健康保険証・年金手帳・印鑑登録証明書の写し等）とします。
- ③がんの治療を受けたこと、または現に受けていることが確認できる資料については、診療明細書や治療方針計画書、手術・化学療法の同意書の写し等とします。
- ④助成対象用具購入に係る領収書及びその明細書については、購入（支払）日や購入金額、品目、個数等が明記されているものの写し等とします。

複数購入分をまとめて申請される場合、全ての領収書及びその明細書を添付してください。
ただし、購入日が複数ある場合、最も古い購入日が前年度以前である等、まとめて申請できないこともありますので、ご注意ください。
- ⑤助成金の振込口座通帳の写しについては、金融機関名や口座番号、口座名義等が確認できるページとします。

3-1. 助成金の交付決定、助成金の振込

申請内容の審査の結果、市が助成金の交付決定をした場合は、福津市アピランスケア推進事業助成金交付決定通知書により通知するとともに、申請時に指定された口座へ助成金の振込を行います。

3-2. 助成金の不交付決定

申請内容の審査の結果、市が助成金の不交付決定をした場合は、福津市アピランスケア推進事業助成金不交付決定通知書により通知します。

この場合、市は助成金の振込を行いません。